

広島県告示第五百二二号

広島県証紙条例（昭和三十九年広島県条例第二十八号）第五条第一項の規定によって、次のものを証紙売りさばき人に指定した。

平成十九年五月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

庄原市	名 称	主たる事務所の所在地	売りさばき所	売りさばきをする証紙の種類
一〇番一号	庄原市中本町一丁目	庄原市中本町一丁目	一〇番一号	広島県収入証紙